

令和7年度事業計画

暴力団排除活動を通じて、暴力団員による不当な行為の防止及び被害者に対する支援活動等の事業を重点に推進する。

～暴力団のいない安全で住みよい愛媛県の実現～

1 広報啓発事業

事業名	事業の内容	実施時期
広報活動 (法第32条の3第2項第1号) (定款第4条第1項第1号)	<p>1 広報資料の作成配布</p> <p>暴力団排除意識高揚のため</p> <ul style="list-style-type: none">○ 暴力団追放マニュアル(愛媛県版、一部は実費相当で販売)○ 暴力団排除ポスター○ 特殊詐欺及び闇バイト防止チラシ○ 民暴弁護士等相談等のチラシ○ 暴排グッズの販売(実費相当) <p>等を作成配布し、広く広報啓発活動を行う。</p> <p>2 暴力団対策法、暴力団排除条例の周知</p> <p>不当要求防止責任者講習、各種研修会等を通じ、暴対法や暴排条例の概要について講義し広く周知を図る。</p> <p>3 事業活動の広報</p> <p>暴追センターの事業活動を周知するため</p> <ul style="list-style-type: none">○ 機関誌「暴追えひめ」の発行○ ホームページ・LINE・Instagram 等を活用し、センターの事業活動、県内情勢、暴力団排除マニュアルの情報配信等により事業活動の広報に努める。 <p>4 視聴覚資料の提供</p> <p>地域、職域及び行政等の団体に対し、</p> <ul style="list-style-type: none">○ 不当要求防止責任者講習使用のDVD○ 全国センター幹旋の暴排DVD <p>等の視聴覚資料の貸し出しを通じ、暴排活動の広報を行う。</p> <p>5 各種媒体を利用した暴追センターの広報</p> <ul style="list-style-type: none">○ 松山市駅等のビジョン広告の活用○ 愛媛新聞等への広告掲載や折込チラシの配布○ 県警音楽隊「ふれあいコンサート」チラシへの広告掲載○ 各種イベント会場における暴排資料の配布○ 自治体のホームページ、広報誌の活用 <p>6 暴力団排除ポスター・標語の募集</p> <p>一般及び県内学校（小・中・高）を対象に、暴力団排除等をテーマとしたポスターや標語の募集を広く行い、暴排意識の高揚を図るとともに、最優秀作品を活用してポスターを作成・配布する。</p>	年間
		2~5月

大会等開催 (法第32条の3第2項第1号) (定款第4条第1項第1号)	令和7年度暴力団排除セミナーの開催 県民の暴排意識の高揚を図るため、センター賛助会員等を対象に、「令和7年度暴力団排除セミナー」を開催する。 ○日時 9月16日（火）14時30分から16時00分 ○場所 松山市湊町7丁目5番地 松山市総合コミュニティセンター3階 大会議室 ○講師 三輪 康子 氏 株式会社スーパーホテルお客様相談室室長 通称「歌舞伎町のジャンヌダルク」 ○人数 約150人	9月16日
--	--	-------

2 相談・助言・支援事業

事業名	事業の内容	実施時期
相談・助言 (法第32条の3第2項第3・4号) (定款第4条第1項第3・4号)	<p>1 相談・助言</p> <p>(1) 常勤相談委員による面接及び電話・メール等による相談受理を行う。</p> <p>○ 月～金（祝日を除く）8時30分～17時15分</p> <p>○ メール、LINEによる相談は随時受理</p> <p>(2) 民暴弁護士等相談の開設</p> <p>毎月第2木曜日午後1時から2時間、暴追センターで開設し、弁護士、警察及び暴追センター常勤相談委員が対応する。</p> <p>（第2木曜日が祝日の場合、翌日開設）</p> <p>(3) 巡回相談日の開設</p> <p>県内の商業施設及び行政施設の2か所において開催し、弁護士、警察及び暴追センター常勤相談委員が対応する。</p>	年間 毎月1回 年2回
	2 民事介入暴力事案対策	年間
	弁護士会、警察、センターによる「三者協定」に基づき、勉強会を開催する等連携を強化し、適切な事案対応を推進する。	年間
	3 犯罪被害者対策	年間
	日本司法支援センター及び愛媛県犯罪被害者等支援連絡協議会等との連携強化を図り、暴力団からの被害者対策を積極的に推進する。	年間
	4 少年被害防止対策	年間
	警察本部人身安全対策・少年課と連携し、少年指導委員研修等を通じて少年に対する暴力団排除活動を推進する。	年間
組織活動支援 (法第32条の3第2項第2・5号) (定款第4条第1項第2・4号)	<p>1 地域コミュニティにおける暴排活動支援</p> <p>各地域の暴排コミュニティの活動に対し、講師の派遣及び暴排パンフレットやポスター等の資料提供による支援を行い、反社会的勢力からの不当要求行為に対する対応要領を周知する。</p>	年間

	<p>2 行政及び民間における暴排活動の支援</p> <p>(1) 行政の暴排活動（各種大会、講演会、研究会等）への参加、講師派遣、資料提供等による支援を行う。</p> <p>(2) 民間の暴排協議会や研修会等へ参加、講師派遣、資料提供等による支援を行う。</p> <p>3 暴力団離脱支援</p> <p>愛媛県暴力団離脱・ワークサポート協議会を開催して、関係機関・団体・事業者との連携を図り、離脱希望者の就労支援を行い、社会復帰を推進する。</p>	年 間 年 間
差止請求関係業務 (法第32条の4第1項) (定款第4条第1項第9号)	平成25年、国家公安委員会から適格都道府県センターに認定されて以降、暴力団事務所の使用差止請求業務を適格に推進すべく、全国事例の調査・研究及び民事介入暴力対策委員会担当弁護士との連携を図る。	年 間

3 助成、貸付事業

事 業 名	事 業 の 内 容	実 施 時 期
離脱者雇用給付金 (法第32条の3第2項第5号) (定款第4条第1項第4号)	センターの援助を受けて暴力団からの離脱者を雇用した事業者に対し、現金3万円を上限とする給付金を支給する。	年 間
被害者見舞金支給 (法第32条の3第2項第9号) (定款第4条第1項第6号)	愛媛県内で発生した暴力団員の不当行為による傷害事件等の被害等に対し、全治1カ月以上2カ月未満の場合5万円、2カ月以上の場合は10万円の見舞金を支給する。	年 間
訴訟費用等貸付 (法第32条の3第2項第9号) (定款第4条第1項第6号)	愛媛県内で発生した暴力団員の不当な行為に対する損害賠償請求訴訟、物的被害の修復、暴力団との契約解除費用に対し、200万円を上限として無利子の貸付を行う。	年 間
暴力団排除活動支援金 (法第32条の3第2項第2・9号) (定款第4条第1項第6号)	暴力団の追放を目的とした個人・団体が行う活動で、暴力団事務所撤去等の住民運動、暴力団追放を目的とした各種大会、講演会、研究会等の活動に対し、活動1件につき5万円を上限とする支援金を支給する。	年 間
これらの財源は、流動資産をもって充てる。		

4 講習・研修事業

事 業 名	事 業 の 内 容	実 施 時 期
不当要求防止責任者講習 (法第32条の3第2項第7号) (定款第4条第1項第5号)	事業所や自治体の不当要求防止責任者に対し、民事介入暴力対策委員会弁護士、警察、センターによる講演、センター制作の暴追マニュアルや視聴覚教養等により、効果的な不当要求防止責任者講習を実施し、受講者の利便性からオンラインによる講習も実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 予定回数23回（うちオンライン講習 16回） ○ 予定受講者数1,745人（企業1,308人・行政437人） 	年 間
少年指導委員に対する研修 (法第32条の3第2項第10号) (定款第4条第1項第7号)	警察本部人身安全対策・少年課の少年指導委員研修会の機会に併せ、少年に対する暴力団の影響を排除するための研修を行う。	

暴力監視モニター研修 (法第32条の3第2項第11号) (定款第4条第1項第10号)	県下各警察署から推薦された暴力監視モニターに対し、暴力団員による不当な行為に関する知識等、センターの目的を達成するための研修を行う。	4月 22 日
暴力追放相談委員研修 (法第32条の3第2項第11号) (定款第4条第1項第10号)	弁護士・保護司・少年指導委員で構成された暴力追放相談委員に対し、暴力団員による不当な行為に関する知識等、センターの目的を達成するための活動に関する研修を行う。	8月4日
事業所等への研修 (法第32条の3第2項第11号) (定款第4条第1項第10号)	事業所等に対し、警察本部組織犯罪対策課との連携等により、暴排活動に関する研修を行う。	年 間
その他の研修 (法第32条の3第2項第11号) (定款第4条第1項第10号)	愛媛県安全運転管理者連絡協議会が開催する講習会等へ講師を派遣し、センターの業務内容や暴排活動に関する知識の普及のための講演等を行う。	年 間

5 調査・情報収集事業

事 業 名	事 業 の 内 容	実 施 時 期
調査及び情報収集 (法第32条の3第2項第11号) (定款第4条第1項第8・10号)	<p>1 調査研究</p> <p>全国センターの研修、全国・四国ブロック民暴協議会等に積極的に参加して、事業活動の充実、運営に資する。</p> <p>全国協議会： 5月函館開催、9月秋田県開催</p> <p>2 情報収集活動</p> <p>効果的な暴力団排除活動に資するため、県内暴力団及び上部団体に関する情報、他府県における効果的な暴力団排除活動について調査及び情報収集を行う。</p> <p>暴力監視モニターの運用により、暴力団に関する情報収集を行うとともに、組織犯罪対策課への情報提供を行う。</p> <p>新聞・雑誌等公刊資料により各種情報を収集するとともに、各県センターとの連携を強化し、資料のデータベース化を図る。</p>	年 間

6 その他

事 業 名	事 業 の 内 容	実 施 時 期
センター運営 (定款第6条～)	<p>1 理事会・評議員会の開催</p> <p>(1) 理事会</p> <p>ア 定時理事会の開催</p> <p>○ 第1回理事会 令和6年度事業報告、収支決算の承認</p> <p>○ 第2回理事会 令和8年度事業計画、収支予算の承認</p> <p>イ 臨時理事会の開催 必要に応じ開催</p>	6月2日 8年3月

	<p>(2) 評議員会</p> <p>ア 定時評議員会の開催 令和6年度事業報告、収支決算の承認</p> <p>イ 臨時評議員会の開催 必要に応じ開催</p> <p>2 財政基盤の強化</p> <p>(1) 賛助会員の確保</p> <p>ア 賛助会員の拡大を図るため、責任者講習など各種会議等を利用し、広報を実施する。</p> <p>イ 既存賛助会員の確保のための企業訪問を行う。</p> <p>(2) 寄附金の獲得</p> <p>企業訪問等を実施し、寄附金の依頼を行う。</p> <p>(3) 基本財産の運用</p> <p>金融商品の効果的運用の情報収集に努める。</p> <p>3 関係機関との連携強化</p> <p>(1) 弁護士会民事介入暴力対策委員会・警察本部組織犯罪対策課等との連携強化により、センター事業の高度化を図る。</p> <p>(2) 四国四県センター会及び民暴四国ブロック協議会等に参加し、連携強化を図るとともに、センター運営に関する情報交換を実施する。</p> <p>4 暴追功労者等の顕彰</p> <p>暴追功労者、ポスター・標語優秀作品の表彰、センターの暴排事業活動支援に対する感謝状の贈呈を行う。</p> <p>5 情報セキュリティ対策の強化</p> <p>NTTのUTM(ネットワークセキュリティーサービス)等を利用し、セキュリティ対策の強化に努める。</p> <p>6 冗費の節約</p>	<p>6月 19日</p> <p>年 間</p> <p>年 間</p> <p>年 間</p> <p>年 間</p> <p>年 間</p>
--	---	--

収支予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

公益財団法人愛媛県暴力追放推進センター

(単位:円)

科 目	予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	[9,100,000]	[7,900,000]	[1,200,000]	
基本財産受取利息	9,100,000	7,900,000	1,200,000	
② 特定資産運用益	[127,000]	[1,000]	[126,000]	
特定資産受取利息	127,000	1,000	126,000	
③ 受取賛助金	[17,800,000]	[17,800,000]	[0]	
賛助会員受取賛助金	17,800,000	17,800,000	0	
④ 事業収益	[2,614,000]	[2,385,000]	[229,000]	
責任者講習事業収益	2,474,000	2,199,000	275,000	
広報活動事業収益	140,000	186,000	△ 46,000	
⑤ 受取寄附金	[300,000]	[300,000]	[0]	
受取寄附金	300,000	300,000	0	
⑥ 雜収益	[0]	[0]	[0]	
受取利息	0	0	0	
経常収益計	29,941,000	28,386,000	1,555,000	
(2) 経常費用				
① 事業費	[25,098,000]	[24,208,000]	[890,000]	
給料手当	15,399,000	14,963,000	436,000	
福利厚生費	2,529,000	2,284,000	245,000	
会議費	167,000	105,000	62,000	
広告宣伝費	870,000	770,000	100,000	
諸謝金	352,000	321,000	31,000	
離脱者雇用支援金	30,000	30,000	0	
見舞金等給付金	50,000	50,000	0	
暴排活動支援金	50,000	55,000	△ 5,000	
旅費交通費	669,000	663,000	6,000	
通信運搬費	1,313,000	1,383,000	△ 70,000	
消耗品費	565,000	1,006,000	△ 441,000	
印刷製本費	961,000	1,083,000	△ 122,000	
賃借料	1,725,000	1,077,000	648,000	
保険料	118,000	118,000	0	
委託費	300,000	300,000	0	

科 目	予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減	備 考
②管理費	[9,473,000]	[8,969,000]	[504,000]	
給料手当	5,947,000	5,900,000	47,000	
退職給付費用	664,000	267,000	397,000	
福利厚生費	1,200,000	1,170,000	30,000	
会議費	187,000	73,000	114,000	
旅費交通費	186,000	220,000	△ 34,000	
通信運搬費	90,000	114,000	△ 24,000	
消耗品費	180,000	200,000	△ 20,000	
印刷製本費	25,000	25,000	0	
燃料費	30,000	30,000	0	
賃借料	408,000	408,000	0	
保険料	100,000	100,000	0	
委託費	310,000	310,000	0	
渉外費	40,000	40,000	0	
租税公課	5,000	10,000	△ 5,000	
雑費	10,000	10,000	0	
支払手数料	20,000	3,000	17,000	
支払負担金	71,000	71,000	0	
減価償却費	0	18,000	△ 18,000	
経常費用計	34,571,000	33,177,000	1,394,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 4,630,000	△ 4,791,000	161,000	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 4,630,000	△ 4,791,000	161,000	
2. 経常外増減の部				
(1)経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2)経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 4,630,000	△ 4,791,000	161,000	
一般正味財産期首残高	67,946,241	69,802,675	△ 1,856,434	
一般正味財産期末残高	63,316,241	65,011,675	△ 1,695,434	
II 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益	[9,100,000]	[7,900,000]	[1,200,000]	
基本財産受取利息	9,100,000	7,900,000	1,200,000	
一般正味財産への振替額	[△ 9,100,000]	[△ 7,900,000]	[△ 1,200,000]	
一般正味財産への振替額	△ 9,100,000	△ 7,900,000	△ 1,200,000	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	600,000,000	600,000,000	0	
指定正味財産期末残高	600,000,000	600,000,000	0	
III 正味財産期末残高	663,316,241	665,011,675	△ 1,695,434	

収支予算書内訳表

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

公益財団法人愛媛県暴力追放推進センター

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法 人 会 計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	[6,370,000]	[2,730,000]	[9,100,000]
基本財産受取利息	6,370,000	2,730,000	9,100,000
② 特定資産運用益	[89,000]	[38,000]	[127,000]
特定資産受取利息	89,000	38,000	127,000
③ 受取賛助金	[12,460,000]	[5,340,000]	[17,800,000]
賛助会員受取賛助金	12,460,000	5,340,000	17,800,000
④ 事業収益	[2,614,000]	[0]	[2,614,000]
責任者講習事業収益	2,474,000	0	2,474,000
広報活動事業収益	140,000	0	140,000
⑤ 受取寄附金	[300,000]	[0]	[300,000]
受取寄附金	300,000	0	300,000
⑥ 雜収益	[0]	[0]	[0]
受取利息	0	0	0
経常収益計	21,833,000	8,108,000	29,941,000
(2) 経常費用			
① 事業費	[25,098,000]	[0]	[25,098,000]
給料手当	15,399,000	0	15,399,000
福利厚生費	2,529,000	0	2,529,000
会議費	167,000	0	167,000
広告宣伝費	870,000	0	870,000
諸謝金	352,000	0	352,000
離脱者雇用支援金	30,000	0	30,000
見舞金等給付金	50,000	0	50,000
暴排活動支援金	50,000	0	50,000
旅費交通費	669,000	0	669,000
通信運搬費	1,313,000	0	1,313,000
消耗品費	565,000	0	565,000
印刷製本費	961,000	0	961,000
賃借料	1,725,000	0	1,725,000
保険料	118,000	0	118,000
委託費	300,000	0	300,000

科 目	公益目的事業会計	法 人 会 計	合 計
②管理費	[0]	[9,473,000]	[9,473,000]
給料手当	0	5,947,000	5,947,000
退職給付費用	0	664,000	664,000
福利厚生費	0	1,200,000	1,200,000
会議費	0	187,000	187,000
旅費交通費	0	186,000	186,000
通信運搬費	0	90,000	90,000
消耗品費	0	180,000	180,000
印刷製本費	0	25,000	25,000
燃料費	0	30,000	30,000
賃借料	0	408,000	408,000
保険料	0	100,000	100,000
委託費	0	310,000	310,000
渉外費	0	40,000	40,000
租税公課	0	5,000	5,000
雑費	0	10,000	10,000
支払手数料	0	20,000	20,000
支払負担金	0	71,000	71,000
経常費用計	25,098,000	9,473,000	34,571,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 3,265,000	△ 1,365,000	△ 4,630,000
評価損益等計			
当期経常増減額	△ 3,265,000	△ 1,365,000	△ 4,630,000
2. 経常外増減の部			
(1)経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2)経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 3,265,000	△ 1,365,000	△ 4,630,000
一般正味財産期首残高	50,323,757	17,622,484	67,946,241
一般正味財産期末残高	47,058,757	16,257,484	63,316,241
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	[△ 6,370,000]	[△ 2,730,000]	[△ 9,100,000]
基本財産受取利息	△ 6,370,000	△ 2,730,000	△ 9,100,000
一般正味財産への振替額	[△ 6,370,000]	[△ 2,730,000]	[△ 9,100,000]
一般正味財産への振替額	△ 6,370,000	△ 2,730,000	△ 9,100,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	420,000,000	180,000,000	600,000,000
指定正味財産期末残高	420,000,000	180,000,000	600,000,000
III 正味財産期末残高	467,058,757	196,257,484	663,316,241